

○厚生労働省告示第四百六十三号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第四十二条の規定に基づき、電気機械器具防爆構造規格（昭和四十四年労働省告示第十六号）の一部を次のように改正し、平成十八年九月一日から適用する。

平成十八年八月二日

厚生労働大臣 川崎 二郎

第三十三条第一項第二号中「石綿」を削る。

○厚生労働省告示第四百六十四号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第六十五条第二項の規定に基づき、作業環境測定基準（昭和五十一年労働省告示第四十六号）の一部を次のように改正し、平成十八年九月一日から適用する。

平成十八年八月二日

厚生労働大臣 川崎 二郎

第十条第一項中「令第六条第二十三号イ又はロに掲げる物を製造し、又は取り扱う」を「石綿等（令第六条第二十三号に規定する石綿等をいう。以下同じ。）を取り扱い、又は試験研究のため製造する」に改める。

第十条の二第一項中「令第六条第二十三号イ又はロに掲げる物を製造し、又は取り扱う」を「石綿等を取り扱い、又は試験研究のため製造する」に、「令第六条第二十三号イに掲げる物」を「石綿」に改め、同条第二項中「令第六条第二十三号イに掲げる物」を「石綿」に改める。

○厚生労働省告示第四百六十五号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第六十五条の二第二項の規定に基づき、作業環境評価基準（昭和六十三年労働省告示第七十九号）の一部を次のように改正し、平成十八年九月一日から適用する。

平成十八年八月二日

厚生労働大臣 川崎 二郎

別表三十三の二の項中「（アモサイト及びクロシドライトを除く。）」を削る。

○厚生労働省告示第四百六十六号

石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号）第十六条第一項第四号の規定に基づき、石綿障害予防規則第十六条第一項第四号の厚生労働大臣が定める性能（平成十七年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次のように改正し、平成十八年九月一日から適用する。

平成十八年八月二日

厚生労働大臣 川崎 二郎

本文中「特定石綿等」を「石綿等」に、「第二条第一項第三号」を「第二条」に、「特定石綿（同項第二号に規定する特定石綿をいう。）」を「石綿」に改める。

○厚生労働省告示第四百六十七号

石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号）第十六条第二項第三号の規定に基づき、石綿障害予防規則第十六条第二項第三号の厚生労働大臣が定める要件（平成十七年厚生労働省告示第百三十号）の一部を次のように改正し、平成十八年九月一日から適用する。

平成十八年八月二日

厚生労働大臣 川崎 二郎

第一号口中「特定石綿等」を「石綿等」に、「第二条第一項第三号」を「第二条」に改め、同号ハ  
中「特定石綿等」を「石綿等」に改める。

第二号中「特定石綿等」を「石綿等」に改める。

○厚生労働省告示第四百六十八号

石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号）第十七条第一項の規定に基づき、石綿障害予防規則第十七条第一項の厚生労働大臣が定める要件（平成十七年厚生労働省告示第三百三十一号）の一部を次のように改正し、平成十八年九月一日から適用する。

平成十八年八月二日

厚生労働大臣 川崎 二郎

第一号中「特定石綿（石綿則第二条第一項第二号に規定する特定石綿をいう。以下同じ。）を「石綿」に改める。